

(新)

様式第一号 (第二条)

退 隠 料 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

退職当時職名

(ふりがな)

請求者氏名

年 月 日退職しましたので、退隠料を支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(旧)

様式第一号 (第二条)

退 隠 料 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

退職当時職名

(ふりがな)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

年 月 日退職しましたので、退隠料を支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(新)

様式第二号 (第二条)

退 隠 料 請 求 書
増 加 退 隠 料

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

退職当時の職名

(ふりがな)

請求者氏名

年 月 日退職しましたので、退隠料及び増加退隠料を支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(旧)

様式第二号 (第二条)

退 隠 料 請 求 書
増 加 退 隠 料

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

退職当時の職名

(ふりがな)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

年 月 日退職しましたので、退隠料及び増加退隠料を支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(新)

様式第三号 (第二条)

増 加 退 隠 料 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

退職当時の職名

(ふりがな)

請求者氏名

年 月 日退職しましたが、在職中の傷い(疾病)がその後重症になりましたので、増加退隠料を改正のうえ支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(旧)

様式第三号 (第二条)

増 加 退 隠 料 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

退職当時の職名

(ふりがな)

請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

年 月 日退職しましたが、在職中の傷い(疾病)がその後重症になりましたので、増加退隠料を改正のうえ支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(新)

様式第四号 (第二条)

通 算 退 隠 料 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

退職当時の職名

(ふりがな)

請求者氏名

生年月日

年 月 日退職しましたので、千葉県恩給条例第30条の6第1項の規定
により、通算退隠料を支給されますよう必要な書類を添えて請求します。

(旧)

様式第四号 (第二条)

通 算 退 隠 料 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

退職当時の職名

(ふりがな)

請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

生年月日

年 月 日退職しましたので、千葉県恩給条例第30条の6第1項の規定により、通算退隠料を支給されますよう必要な書類を添えて請求します。

(新)

様式第七号の二 (第三条の二第一項第一号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第1項に規定する
場合の刑に関する申立書

年 月 日 (罪名) により禁錮 (懲役) 年 月の刑に処せられましたが、年 月 日恩赦 (執行猶予の言渡しを取り消されることなくその期間を経過したこと) により刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであることを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(旧)

様式第七号の二 (第三条の二第一項第一号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第1項に規定する

場合の刑に関する申立書

年 月 日 (罪名) により禁錮 (懲役) 年 月の刑に処せられましたが、年 月 日恩赦 (執行猶予の言渡しを取り消されることなくその期間を経過したこと) により刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであることを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

(新)

様式第七号の三 (第三条の二第一項第二号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第1項に規定する
場合の退隠料失権事由非該当申立書

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第1項に規定する場合の刑に関する申立書に記載の刑以外に千葉県恩給条例に規定する退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名 _____

(旧)

様式第七号の三 (第三条の二第一項第二号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第1項に規定する
場合の退隠料失権事由非該当申立書

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第1項に規定する場合の刑に関する申立書に記載の刑以外に千葉県恩給条例に規定する退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

(新)

様式第七号の四 (第三条の二第二項第一号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第2項に規定する

場合の懲戒又は懲罰に関する申立書

年 月 日懲戒(懲罰)の処分により退職しましたが当該懲戒(懲罰)
が免除されたものであることを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(旧)

様式第七号の四 (第三条の二第二項第一号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第2項に規定する

場合の懲戒又は懲罰に関する申立書

年 月 日懲戒(懲罰)の処分により退職しましたが当該懲戒(懲罰)
が免除されたものであることを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

(新)

様式第七号の五 (第三条の二第二項第二号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第2項に規定する
場合の退隠料失権非該当申立書

年 月 日 (職名) を退職した後千葉県恩給条例に規定する退隠料を受
ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(旧)

様式第七号の五 (第三条の二第二項第二号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第2項に規定する
場合の退隠料失権非該当申立書

年 月 日 (職名) を退職した後千葉県恩給条例に規定する退隠料を受
ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

(新)

様式第八号 (第四条第一項)

再 審 査 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

退職当時の職名

(ふりがな)

請求者氏名

年 月 日退職により退隠料及び増加退隠料を支給されておりますが、
まだ傷い(疾病)が回復しませんので、再審査されますよう、証拠書類を添えて請求い
たします。

(旧)

様式第八号 (第四条第一項)

再 審 査 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

退職当時の職名

(ふりがな)

請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

年 月 日退職により退隠料及び増加退隠料を支給されておりますが、
まだ傷い(疾病)が回復しませんので、再審査されますよう、証拠書類を添えて請求いた
たします。

(新)

様式第八号の二 (第四条の二)

傷病一時金請求書

年 月 日

千葉県知事

様

現住所

退職当時の職名

(ふりがな)

請求者氏名

年 月 日退職しましたので、傷病一時金を支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(旧)

様式第八号の二 (第四条の二)

傷病一時金請求書

年 月 日

千葉県知事

様

現住所

退職当時の職名

(ふりがな)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

年 月 日退職しましたので、傷病一時金を支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(新)

様式第九号 (第五条第一項)

退職給与金請求書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

退職当時の職名

(ふりがな)

請求者氏名

年 月 日退職しましたので、退職給与金を支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(旧)

様式第九号 (第五条第一項)

退職給与金請求書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

退職当時の職名

(ふりがな)

請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

年 月 日退職しましたので、退職給与金を支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(新)

様式第十号 (第五条第一項)

返 還 給 与 金 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

退職当時の職名

60歳に達した年月日

(ふりがな)

請求者氏名

生年月日

千葉県恩給条例第31条の2第1項(第31条の3第1項)の規定により、返還給与金を支給されますよう必要な書類を添えて請求します。

(旧)

様式第十号 (第五条第一項)

返 還 給 与 金 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

退職当時の職名

60歳に達した年月日

(ふりがな)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

生年月日

千葉県恩給条例第31条の2第1項(第31条の3第1項)の規定により、返還給与金を支給されますよう必要な書類を添えて請求します。

(新)

様式第十号の二 (第五条の二)

退職給与金選択申出書

年 月 日

千葉県知事

様

現住所

退職年月日

退職当時の職名

60歳に達した年月日

(ふりがな)

申出者氏名

生年月日

千葉県恩給条例第31条第3項の規定により、退職給与金の額の計算上控除額の控除を受けないことを希望するので申し出ます。

(旧)

様式第十号の二 (第五条の二)

退職給与金選択申出書

年 月 日

千葉県知事

様

現住所

退職年月日

退職当時の職名

60歳に達した年月日

(ふりがな)

申出者氏名

(※代筆の場合は、申出者の印を押してください。)

生年月日

千葉県恩給条例第31条第3項の規定により、退職給与金の額の計算上控除額の控除を受けないことを希望するので申し出ます。

(新)

様式第十号の三 (第五条の三)

返還給与金選択申出書

年 月 日

千葉県知事

様

現住所

退職年月日

退職当時の職名

60歳に達した年月日

(ふりがな)

申出者氏名

生年月日

千葉県恩給条例第31条の3第1項の規定により、返還給与金の支給を受けることを希望するので申し出ます。

(旧)

様式第十号の三 (第五条の三)

返還給与金選択申出書

年 月 日

千葉県知事

様

現住所

退職年月日

退職当時の職名

60歳に達した年月日

(ふりがな)

申出者氏名

(※代筆の場合は、申出者の印を押してください。)

生年月日

千葉県恩給条例第31条の3第1項の規定により、返還給与金の支給を受けることを希望するので申し出ます。

(新)

様式第十一号 (第七条第一項及び第八条第一項)

扶 助 料 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

県吏員 (学校職員) 又は退隠

料権者との身分関係

(ふりがな)
請求者氏名

次の者は、 年 月 日死亡しましたので扶助料を給与されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

県吏員 (学校職員) 又は (氏 名)
退隠料権者

(旧)

様式第十一号 (第七条第一項及び第八条第一項)

扶 助 料 請 求 書

年 月 日

千葉県知事 様

現 住 所

県吏員 (学校職員) 又は退隠

料権者との身分関係

(ふりがな)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

次の者は、 年 月 日死亡しましたので扶助料を給与されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

県吏員 (学校職員) 又は (氏 名)
退隠料権者

(新)

様式第十二号 (第九条第一項)

扶 助 料 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

県吏員 (学校職員) との身分関係

(ふりがな)

請求者氏名

次の者は、 年 月 日 在職中、公務のため (又は公務により) 死亡
しましたので、扶助料を支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(県吏員 (学校職員) の職員) (氏 名)

(旧)

様式第十二号 (第九条第一項)

扶 助 料 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

県吏員 (学校職員) との身分関係

(ふりがな)

請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

次の者は、 年 月 日 在職中、公務のため (又は公務により) 死亡
しましたので、扶助料を支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(県吏員 (学校職員) の職員) (氏 名)

(新)

様式第十三号 (第十条第一項)

扶 助 料 請 求 書

年 月 日

千葉県知事 様

現 住 所

県吏員 (学校職員) 又は

退隠料権者との身分関係

(ふりがな)

請求者氏名

次の者は、 年 月 日失権しましたので、扶助料を支給されますよう、
証拠書類を添えて請求いたします。

前扶助料権者 (氏 名)

(旧)

様式第十三号 (第十条第一項)

扶 助 料 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

県吏員 (学校職員) または

退隠料権者との身分関係

(ふりがな)

請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

次の者は、年 月 日失権しましたので、扶助料を支給されますよう、
証拠書類を添えて請求いたします。

前扶助料権者 (氏

名)

(新)

様式第十三号の二 (第十一条の二第一項第一号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第1項に規定する
場合の刑に関する申立書

(氏 名)

上記の者は 年 月 日 (罪名) により禁錮 (懲役) 年 月の
刑に処せられましたが、 年 月 日恩赦 (執行猶予の言渡しを取り消され
ることなくその期間を経過したこと) により刑の言渡しの効力が失われたものであるこ
とを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(旧)

様式第十三号の二 (第十一条の二第一項第一号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第1項に規定する
場合の刑に関する申立書

(氏 名)

上記の者は 年 月 日 (罪名) により禁錮 (懲役) 年 月の
刑に処せられましたが、 年 月 日恩赦 (執行猶予の言渡しを取り消され
ることなくその期間を経過したこと) により刑の言渡しの効力が失われたものであるこ
とを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

(新)

第十三号の三 (第十一条の二第一項第二号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第1項に規定する
場合の退隠料失権事由非該当申立書

(氏 名)

上記の者は 年 月 日 (職名) を退職後死亡までの間に昭和37年千葉県
条例第12号附則第8条第1項に規定する場合の刑に関する申立書に記載の刑以外に千葉県
恩給条例に規定する退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し
立てます。

年 月 日

申立者氏名

(旧)

第十三号の三 (第十一条の二第一項第二号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第1項に規定する
場合の退隠料失権事由非該当申立書

(氏 名)

上記の者は 年 月 日 (職名) を退職後死亡までの間に昭和37年千葉県
条例第12号附則第8条第1項に規定する場合の刑に関する申立書に記載の刑以外に千葉
県恩給条例に規定する退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し
立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

(新)

様式第十三号の四 (第十一条の二第二項第一号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第2項に規定する
場合の懲戒又は懲罰に関する申立書

(氏 名)

上記の者は 年 月 日懲戒(懲罰)の処分により退職したが、
年 月 日懲戒(懲罰)が免除されたものであることを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(旧)

様式第十三号の四 (第十一条の二第二項第一号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第8条第2項に規定する
場合の懲戒又は懲罰に関する申立書

(氏 名)

上記の者は 年 月 日懲戒(懲罰)の処分により退職したが、
年 月 日懲戒(懲罰)が免除されたものであることを申し立てます。
年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

(新)

様式第十三号の五 (第十一条の二第一項第二号及び第二項第二号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第2項に規定する場合の
退隠料失権事由非該当申立書

(氏 名)

上記の者は 年 月 日 (職名) を退職した後千葉県恩給条例に規定する
退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(旧)

様式第十三号の五 (第十一条の二第一項第二号及び第二項第二号)

昭和37年千葉県条例第12号附則第2項に規定する場合の
退隠料失権事由非該当申立書

(氏 名)

上記の者は 年 月 日 (職名) を退職した後千葉県恩給条例に規定する
退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

(新)

様式第十三号の六 (第十一条の二第二項第二号)

扶助料失権失格非該当申立書

年 月 日 県吏員又は学校職員死亡後 3 年を超える懲役又は禁錮の刑に
処せられる等千葉県恩給条例に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に
該当しなかつたことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(旧)

様式第十三号の六 (第十一条の二第二項第二号)

扶助料失権失格非該当申立書

年 月 日 県吏員又は学校職員死亡後3年を超える懲役又は禁錮の刑に
処せられる等千葉県恩給条例に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に
該当しなかつたことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

(新)

様式第十三号の七 (第十一条の三第一項第二号)

扶助料の加算の原因となる子の生計関係申立書

加算の原因となる 子の氏名	公務員との身分 関係	生 計 関 係	
		公務員死亡当時	扶助料年額加算請求当

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名 _____

千葉県知事 様

備考

- 1 公務員死亡当時の欄には、公務員死亡当時これと同居していた子については、その同居関係を明記し、これと同居していなかつた子については、公務員の死亡時までのこれとの生活上の相互依存関係を詳記すること。
- 2 扶助料年額加算請求当時の欄には、扶助料を受けようとする妻と同居する子については、その同居関係を明記し、扶助料を受けようとする妻と同居していない子については、これとの生活上の相互依存関係を詳記すること。

(旧)

様式第十三号の七 (第十一条の三第一項第二号)

扶助料の加算の原因となる子の生計関係申立書

加算の原因となる 子の氏名	公務員との身分 関係	生 計 関 係	
		公務員死亡当時	扶助料年額加算請求当

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

千葉県知事 様

備考

- 1 公務員死亡当時の欄には、公務員死亡当時これと同居していた子については、その同居関係を明記し、これと同居していなかつた子については、公務員の死亡時までのこれとの生活上の相互依存関係を詳記すること。
- 2 扶助料年額加算請求当時の欄には、扶助料を受けようとする妻と同居する子については、その同居関係を明記し、扶助料を受けようとする妻と同居していない子については、これとの生活上の相互依存関係を詳記すること。

(新)

様式第十三号の八 (第十一条の三第一項第三号)

昭和51年条例第33号附則第9条の2第1項に規定する老
齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付の受給
に関する申立書

(公務員死亡 年 月 日) 千葉県恩給条例等の一部を改正する条例 (昭
和51年条例第33号) 附則第9条の2第1項に規定する老齢、退職又は障害を支給事由と
する年金たる給付を ^{受けている} _{受けていない} ことを申し立てる。

- 1 年金制度名
- 2 給付の種別
- 3 証書記号番号
- 4 年金額
- 5 権利取得又は権利喪失の年月日

年 月 日

申立者氏名 _____

備考 公務員死亡年月日には、加算に関する扶助料改定請求書に添付する場合にあつて
は、「加算に関する扶助料改定事由発生日」を記載すること。

(旧)

様式第十三号の八 (第十一条の三第一項第三号)

昭和51年条例第33号附則第9条の2第1項に規定する老
齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付の受給
に関する申立書

(公務員死亡 年 月 日) 千葉県恩給条例等の一部を改正する条例 (昭
和51年条例第33号) 附則第9条の2第1項に規定する老齢、退職又は障害を支給事由と
する年金たる給付を ~~受けていない~~ ^{受けている} ことを申し立てる。

- 1 年金制度名
- 2 給付の種別
- 3 証書記号番号
- 4 年金額
- 5 権利取得又は権利喪失の年月日

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

備考 公務員死亡年月日には、加算に関する扶助料改定請求書に添付する場合にあつて
は、「加算に関する扶助料改定事由発生日」を記載すること。

(新)

様式第十三号の九 (第十一条の四第一項)

加算に関する扶助料改定請求書

- 1 扶助料証書記号番号
- 2 証書の日付
- 3 扶助料年額

千葉県恩給条例等の一部を改正する条例(昭和51年条例第33号)附則の規定により前記扶助料を改定されたく証拠書類を添えて請求する。

現住所

年 月 日

請求者氏名

千葉県知事

様

(旧)

様式第十三号の九 (第十一条の四第一項)

加算に関する扶助料改定請求書

- 1 扶助料証書記号番号
- 2 証書の日付
- 3 扶助料年額

千葉県恩給条例等の一部を改正する条例 (昭和51年条例第33号) 附則の規定により前記扶助料を改定されたく証拠書類を添えて請求する。

現住所

年 月 日

請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

千葉県知事

様

(新)

様式第十四号 (第十二条第一項)

扶 助 料 停 止 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

県吏員 (学校職員) との身分関係

申請者氏名 _____

次の者は、 年 月 日以来所在不明なので扶助料を停止されますよう、
証拠書類を添えて申請いたします。

停止されるべき (氏 名)
扶助料権者

(旧)

様式第十四号 (第十二条第一項)

扶 助 料 停 止 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

県吏員 (学校職員) との身分関係

申請者氏名 _____

(※代筆の場合は、申請者の印を押してください。)

次の者は、 年 月 日以来所在不明なので扶助料を停止されますよう、
証拠書類を添えて申請いたします。

停止されるべき (氏 名)
扶助料権者

(新)

様式第十五号 (第十三条)

扶 助 料 転 給 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

県吏員 (学校職員) との身分関係

(ふりがな)

請求者氏名

次の者の^{犯 罪}_{所在不明}による扶助料停止期間中扶助料を転給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

停止中の扶助料権者 (氏 名)

(旧)

様式第十五号 (第十三条)

扶 助 料 転 給 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

県吏員 (学校職員) との身分関係

(ふりがな)

請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

次の者の^{犯 罪}_{所在不明}による扶助料停止期間中扶助料を転給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

停止中の扶助料権者 (氏 名)

(新)

様式第十六号 (第十五条第二項)

一時扶助料請求書

年 月 日

千葉県知事

様

現住所

県吏員(学校職員)又は退隠料

権者の退職当時の職名

(ふりがな)

請求者氏名

次の者は、年 月 日死亡しましたので、千葉県恩給条例第42条の規定により一時扶助料を支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(県吏員(学校職員)または退隠料)
(権者の退職当時の職名) (氏 名)

(旧)

様式第十六号 (第十五条第二項)

一時扶助料請求書

年 月 日

千葉県知事

様

現住所

県吏員(学校職員)又は退隠料

権者の退職当時の職名

(ふりがな)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

次の者は、 年 月 日死亡しましたので、千葉県恩給条例第42条の規定により一時扶助料を支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(県吏員(学校職員)または退隠料)
(権者の退職当時の職名) (氏 名)

(新)

様式第十七号 (第十六条)

一 時 扶 助 料 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

現 住 所

県吏員 (学校職員) との身分関係

(ふりがな)

請求者氏名

次の者は、年 月 日在職中死亡しましたので、千葉県恩給条例第43条の規定により、一時扶助料を支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(県吏員 (学校職員)) (氏 名)
(の職名)

(旧)

様式第十七号 (第十六条)

一時扶助料請求書

年 月 日

千葉県知事

様

現住所

県吏員(学校職員)との身分関係

(ふりがな)

請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

次の者は、 年 月 日在職中死亡しましたので、千葉県恩給条例第43条の規定により、一時扶助料を支給されますよう、証拠書類を添えて請求いたします。

(県吏員(学校職員)) (氏 名)
(の職名)

(新)

様式第十七号の二 (第十六条の二第一項)

死亡給与金請求書

年 月 日

千葉県知事

様

現住所

県吏員(学校職員)との身分関係

(ふりがな)

請求者氏名

生年月日

次の者は、 年 月 日死亡しましたので、千葉県恩給条例第44条の規定に基づき、死亡給与金を支給されますよう、必要な書類を添え請求します。

県吏員(学校職員)であつた者の氏名

資格取得年月日

退職年月日

(旧)

様式第十七号の二 (第十六条の二第一項)

死亡給与金請求書

年 月 日

千葉県知事

様

現住所

県吏員(学校職員)との身分関係

(ふりがな)

請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

生年月日

次の者は、 年 月 日死亡しましたので、千葉県恩給条例第44条の規定に基づき、死亡給与金を支給されますよう、必要な書類を添え請求します。

県吏員(学校職員)であつた者の氏名

資格取得年月日

退職年月日

(新)

様式第十七号の三 (第十六条の三第一項第一号)

千葉県恩給条例以外の法令による退隠料失権事由非該当

申立書

年 月 日 (職名) を退職した後千葉県恩給条例以外の法令により退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(旧)

様式第十七号の三 (第十六条の三第一項第一号)

千葉県恩給条例以外の法令による退隠料失権事由非該当

申立書

年 月 日 (職名) を退職した後千葉県恩給条例以外の法令により退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

(新)

様式第十七号の四 (第十六条の三第一項第一号)

千葉県恩給条例以外の法令による退隠料失権事由非該当
申立書

(氏 名)

上記の者は、 年 月 日 (職名) を退職した後死亡までの間において、
千葉県恩給条例以外の法令により退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた
ことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名 _____

(旧)

様式第十七号の四 (第十六条の三第一項第一号)

千葉県恩給条例以外の法令による退隠料失権事由非該当
申立書

(氏 名)

上記の者は、 年 月 日 (職名) を退職した後死亡までの間において、
千葉県恩給条例以外の法令により退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた
ことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

(新)

様式第十七号の五 (第十六条の三第一項第五号)

昭和32年条例第21号附則の規定による退隠料請求者の退
職給与金に関する申立書

- 1 昭和 年 月 日 (職名) を退職したことにより退職給与金の支給を受けたことがある。
- 2 上記の退職給与金を (返還する / 返還しない) 。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名 _____

(旧)

様式第十七号の五 (第十六条の三第一項第五号)

昭和32年条例第21号附則の規定による退隠料請求者の退職給与金に関する申立書

- 1 昭和 年 月 日 (職名) を退職したことにより退職給与金の支給を受けたことがある。
- 2 上記の退職給与金を (返還する / 返還しない)。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名 _____

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

(新)

様式第十七号の六 (第十六条の三第一項第五号)

昭和32年条例第21号附則の規定による扶助料請求者の一
時扶助料に関する申立書

- 1 昭和 年 月 日 (元県吏員又は学校
職員の氏名) が死亡したことにより一時扶助料の
支給を受けたことがある。
- 2 上記の一時扶助料を (返還する
返還しない)。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

。(旧)

様式第十七号の六 (第十六条の三第一項第五号)

昭和32年条例第21号附則の規定による扶助料請求者の一時扶助料に関する申立書

- 1 昭和 年 月 日 (元県吏員又は学校職員 の 氏 名) が死亡したことにより一時扶助料の支給を受けたことがある。
- 2 上記の一時扶助料を (返還する / 返還しない)。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

(新)

様式第十七号の七 (第十六条の三第二項)

外国政府職員等の帰国年月日に関する申立書

昭和 年 月 日 (港 湾 名) に入港した (船 名) によつて帰国したものであることを申し立てます。

年 月 日

昭和20年8月15日

当 時 の 本 籍 地

現 住 所

申立者氏名

(旧)

様式第十七号の七 (第十六条の三第二項)

外国政府職員等の帰国年月日に関する申立書

昭和 年 月 日 (港 湾 名) に入港した (船 名) によつて帰国したものであることを申し立てます。

年 月 日

昭和20年8月15日

当 時 の 本 籍 地

現 住 所

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

(新)

様式第十七号の八 (第十六条の四)

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金を受けていることの申立書

- 1 障害年金の証書記号番号
- 2 証書の日付
- 3 障害年金金額
- 4 給与期間

上記のとおり障害年金を受けていることを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(旧)

様式第十七号の八 (第十六条の四)

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金を受けていることの申立書

- 1 障害年金の証書記号番号
- 2 証書の日付
- 3 障害年金金額
- 4 給与期間

上記のとおり障害年金を受けていることを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

(新)

様式第十九号 (第二十二條の二)

恩給受給権存否の調査に関する申立書

年 月 日

千葉県知事 様

申立者氏名 _____

次のとおり相違ないことを申し立てます。

1 一般事項についての申立て	(1) 証書記号番号 第 号 (2) 恩給の種別 (3) 受給者現住所 (4) 受給者の退職時の職名及び氏名 (扶助料の受給者が申し立てる場合は、退隠料受給権者との続柄及び氏名)	
2 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報若しくは戸籍抄本又は戸籍謄本でわからない失権	無期又は3年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたこと	がない。
	3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと	がある。
		がない。
		がある。

(旧)

様式第十九号 (第二十二條の二)

恩給受給権存否の調査に関する申立書

年 月 日

千葉県知事 様

申立者氏名 _____

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

次のとおり相違ないことを申し立てます。

1 一般事項についての申立て	(1) 証書記号番号 第 号	
	(2) 恩給の種別	
2 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報若しくは戸籍抄本又は戸籍謄本でわからない失権	(3) 受給者現住所	
	(4) 受給者の退職時の職名及び氏名(扶助料の受給者が申し立てる場合は、退隠料受給権者との続柄及び氏名)	
	無期又は3年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたこと	がない。
		がある。
3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと	がない。	
	がある。	